

日医発第 427 号（健 I）

令和 6 年 5 月 31 日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
神 村 裕 子
(公印省略)

労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口のご案内

新たな化学物質規制については、令和 6 年 4 月より全面的に施行されたところ
です。

今般、化学物質管理の事業者向け無料相談窓口について案内がありましたの
でお送りいたします。産業医におかれましては、本窓口を事業者に伝えるほ
か、一般的なことがらであれば産業医の相談にも対応するとのことでしたの
で、ご活用いただければ幸甚です。なお、リーフレット並びに問合せメール送
信フォームは下記 URL からのご確認いただけます。

つきましては、貴会関係郡市区医師会等への周知方につきご高配を賜わりま
すようお願い申し上げます。

記

令和 6 年度 厚生労働省 「化学物質管理に関する相談窓口」のご案内
ホームページ（厚生労働省委託事業事務局：テクノヒル株式会社）

<https://technohill.co.jp/telsoudan/>

以上

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

◆労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要◆

- ✓ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ✓ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ✓ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ✓ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象



- 新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか
- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか
- ラベルやSDSの内容が分からないのですが
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか
- 「CREATE-SIMPLE」の使い方を教えてください
- 化学物質管理に役立つ情報はどこで分かりますか



050-5577-4862

テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。 と検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)
※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

*相談は無料ですが、通話料がかかります。

*相談窓口開設期間は令和6年4月1日～令和7年3月18日までとなります。

*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。



令和6年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談を通じた周知事業」
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

<https://technohill.co.jp/>